

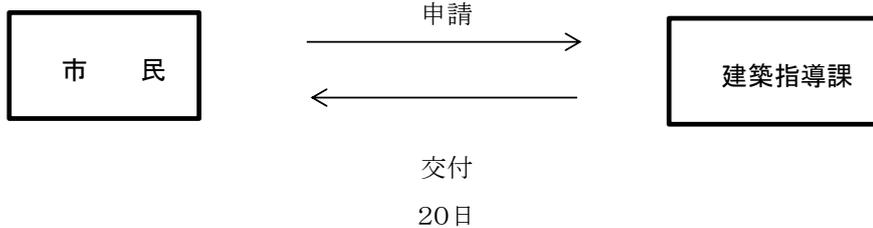
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 49

処 分 名	開発行為変更許可	
処 分 の 概 要	開発許可後に開発区域、用途、設計等の変更を許可する。	
根 拠 法 令 名	都市計画法(昭和43年法律第100号)	
条 項	第35条の2第1項	
所 管 課	建築指導課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	20日	
標 準 処 理 期 間	計	20日
判 断 基 準	<p>都市計画法第33条、第34号に掲げる基準に適合しており、法律、規定に違反していないと認めるときは許可する。</p> <p>【根拠法令等】 都市計画法 (変更の許可等) 第三十五条の二 開発許可を受けた者は、第三十条第一項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合においては、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、変更の許可の申請に係る開発行為が、第二十九条第一項の許可に係るものにあつては同項各号に掲げる開発行為、同条第二項の許可に係るものにあつては同項の政令で定める規模未満の開発行為若しくは同項各号に掲げる開発行為に該当するとき、又は国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。 2 前項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>都市計画法施行規則 (軽微な変更) 第二十八条の四 法第三十五条の二第一項 ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 一 設計の変更のうち予定建築物等の敷地の形状の変更。ただし、次に掲げるものを除く。 イ 予定建築物等の敷地の規模の十分の一以上の増減を伴うもの ロ 住宅以外の建築物又は第一種特定工作物の敷地の規模の増加を伴うもので、当該敷地の規模が千平方メートル以上となるもの 二 工事施行者の変更。ただし、主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為(開発区域の面積が一ヘクタール以上のものを除く。)以外の開発行為にあつては、工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更に限る。 三 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
 それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。